

豊川市新事業創出支援業務委託に係るプロポーザル実施要領

この要領は、豊川市新事業創出支援業務委託の実施にあたり、プロポーザル方式により受託候補者を選定するため、必要な事項について定めるものとする。

1 業務概要

- (1) 業務名 豊川市新事業創出支援業務委託
- (2) 目的 地域の中小事業者等に対して、共創の手法や新事業創出のプロセス、ノウハウを提供し、スタートアップ等が持つ先進技術や外部の知見、ネットワークなどを活用したビジネスモデルや製品、サービスなどの創出を支援することで、地域発イノベーションに繋げることを目的とする。
- (3) 場所 豊川市内外
- (4) 内容 別紙「豊川市新事業創出支援業務委託仕様書」のとおり
- (5) 期間 契約締結日の翌日から令和9年3月26日まで
- (6) 予算概要 8,500,000円以内（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 プロポーザル方式

- (1) 実施方法 豊川市プロポーザル方式実施要綱第2条第2号及び第3条第7号により、公募型プロポーザル方式とする。
- (2) プロポーザル方式を実施する具体的な理由及び実施効果 新事業創出支援事業に関する豊富な経験や企画力、プロジェクト管理力及びイノベーション推進力を有する事業者を選定することにより、本市に適した新事業創出支援事業の推進を目指すため。

3 参加資格（提案書提出者に要求する資格）

- (1) 「豊川市新事業創出支援業務委託仕様書」に基づく業務を行うことができること。
- (2) 令和8・9年度の本市入札参加資格申請において、「(業務) 役務の提供等」のうち「(営業種目) その他の業務委託等、(取扱内容) その他」の申請をしていること。
なお、未登録である場合は、提案書提出期限までに入札参加資格を申請すること。
- (3) 豊川市の指名停止措置要綱による指名停止処分又はこれに準ずる措置を受けていないこと。
- (4) 豊川市が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要綱に基づく排除措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申し立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないこと。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (7) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (8) 豊川市プロポーザル方式実施要綱第19条の契約締結までに参加資格を有しなくなった場合は、その時点で参加資格を失うものとする。
- (9) 過去に新事業創出支援プログラムの実施実績があること。もしくはそれに類似す

る業務実績があること。

4 提案書提出までの手続等

(1) 説明書の交付

① 交付期間

令和8年4月24日（金）から令和8年5月20日（水）まで
（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで（以下「執務時間中」という。）

② 交付場所及び交付方法

豊川市産業環境部商工観光課において直接交付するもののほか、豊川市ホームページ上において掲載するものとする。なお、実施要領等の直接交付を希望する場合は、事前に豊川市産業環境部商工観光課まで電話連絡すること。

③ 問合せ先

豊川市産業環境部商工観光課 電話番号：0533-95-0263

(2) 実施要領等に対する質問書の提出

① 受付期間

令和8年4月24日（金）から5月13日（水）午後5時15分（必着）まで

② 提出場所

豊川市産業環境部商工観光課

③ 提出方法

電子メールのみとする。（メールアドレス：shoko@city.toyokawa.lg.jp）
※様式は任意とするが、資料名・該当ページを明記したうえで、質問事項が明確にわかるようにすること。また、電子メール送信後、電話にて提出した旨を商工観光課まで連絡すること。（電話番号：0533-95-0263）

④ 質問に対する回答方法

提出された全ての質問とその回答は、質問者の名前を伏せて、令和8年5月15日（金）までに本市ホームページに掲載するものとする。ただし、質問又は回答内容が質問者の具体的な提案内容に密接に関わると判断したものについては、質問者のみに回答するものとする。

(3) 参加表明書の提出

① 提出書類

別紙「参加表明書（様式第3号）」

② 提出期限

令和8年5月20日（水）午後5時15分必着

③ 提出先

豊川市産業環境部商工観光課

④ 提出方法

電子メールのみとする。（メールアドレス：shoko@city.toyokawa.lg.jp）
※PDF形式で提出すること。電子メール送信後、電話にて提出した旨を商工観光課まで連絡すること。（電話番号：0533-95-0263）

(4) 提案書提出者の選定方法、選定基準、選定概数等

① 選定方法

参加表明書（様式第3号）で提示された内容等により総合的に行う。

② 提案書提出者を選定するための基準

別紙「豊川市新事業創出支援業務委託に係るプロポーザル提案書提出者を選定

するための基準」による。

③ 選定する概数

8者

④ 選定結果は、参加表明書（別紙第3号）の提出者に文書で通知する。なお選定結果に係る異議や質問等は受け付けない。

(5) 提案書の提出

① 提出書類

ア 提案書

（別紙「豊川市新事業創出支援業務委託に係るプロポーザル提案書作成要領」により作成する。）

イ 提案見積書（任意様式）

② 提出期限

令和8年6月22日（月）午後5時15分必着

③ 提出先及び方法

電子メールのみとする。（メールアドレス：shoko@city.toyokawa.lg.jp）

※PDF形式にて提出すること。電子メール送信後、電話にて提出した旨を商工観光課まで連絡すること。（電話番号：0533-95-0263）なお、電子メールの受信可能容量は1通あたり約20MBのため、必要に応じてオンラインストレージサービスやCD-Rでの提出も可とするがデータサイズは可能な限り小さくすること。

5 受託候補者の特定

(1) 受託候補者を特定するための評価方法及び評価基準

① 提出された提案書の内容等を評価基準に基づいて書類審査を行い、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。パソコン及びプロジェクターの使用も可とするが、プロジェクター※及びスクリーン、電源以外は提案書提出者で用意すること。

※プロジェクターへの出力は、HDMI形式とする。

ア 実施日

令和8年6月24日（水）

イ 場所

豊川市役所 北庁舎 北41会議室

ウ 出席者

3名以内とすること。

エ 詳細

提案書提出要請後に提案書提出者へ連絡する。

② 受託候補者を特定するための評価基準は、別紙「豊川市新事業創出支援業務委託に係るプロポーザル評価基準」とする。

(2) 受託候補者の特定

① 受託候補者は、評価基準に基づく評価点の合計の最も高い者とする。

② 審査結果については、提案書提出者に文書で通知する。

③ 審査結果に対して異議を申し立てることはできない。

④ 審査結果に関する質問には回答をしない。

6 公募から受託候補者特定までのスケジュール

- (1) 手続き開始の公表
令和8年4月24日（金）
- (2) 説明書等に対する質問（受付期間）
令和8年4月24日（金）～令和8年5月13日（水）
- (3) 参加表明書の提出期限
令和8年5月20日（水）
- (4) 選定通知及び提案書提出要請書の送付
令和8年5月22日（金）
- (5) 提案書の提出期限
令和8年6月22日（月）
- (6) プレゼンテーション及びヒアリングの実施
令和8年6月24日（水）
- (7) 特定結果の通知・公表
令和8年6月26日（金）

7 その他留意事項

- (1) 提出期限までに参加表明書が到達しなかった場合及び提案書の提出者に選定された旨の通知を受けなかった場合は、提案書を提出することができないものとする。
- (2) 参加表明書、提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (3) 参加表明書または提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書及び提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。
- (4) 提出された参加表明書または提案書は返却しない。
- (5) 提出期限以降における参加表明書または提案書の差替え及び再提出は認めない。
- (6) 提案書に記載した予定技術者等は、病休、死亡、退職等の特別な場合を除き、変更できないものとする。
- (7) 提出された参加表明書、提案書及び審査結果の情報開示請求があった場合は、豊川市情報公開条例に基づき開示する。